

議員提出議案第 2 号

北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に対する抗議決議

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 5 日

提出者 立川市議会議員 佐藤 寿 宏
福 島 正 美
太 田 光 久
永元須摩子

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に対する抗議決議

8月29日、北朝鮮は、我が国土上空を通過する弾道ミサイルを発射した。これは、我が国の安全保障にとって深刻かつ重大な脅威である。

さらに、9月3日には6度目の核実験を実施した。これは核兵器の無い平和な世の中を目指す世界各国の願いを踏みにじる行為である。

これまでも、北朝鮮は累次にわたり弾道ミサイルの発射や核実験を行ってきた。北朝鮮のこれらの行為は、国連安保理決議に明白に違反し、国際社会の平和と安全を著しく脅かすものであり、決して容認することはできない。

よって、立川市議会は、今回の北朝鮮の行為に厳重に抗議する。また、政府においては、北朝鮮が断じてこのような行為を繰り返すことのないよう、国際社会と連携して対応するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年9月5日

立川市議会